

証券アナリスト職業行為基準の一部改正新旧対照

新 (改正後)	旧 (現行)	備 考
証券アナリスト職業行為基準 昭和62年7月29日制定 平成12年6月1日改正 平成14年6月18日改正 平成23年5月25日改正 <u>平成24年3月23日改正</u>	証券アナリスト職業行為基準 昭和62年7月29日制定 平成12年6月1日改正 平成14年6月18日改正 平成23年5月25日改正 <u>【新設】</u>	
【前文・現行どおり】	【前文・省略】	
1. 定義 この基準における主な用語の定義は、次の通りとする。 (1)「会員」とは、個人会員（検定会員および一般会員ならびに個人賛助会員）をいう。ただし、基準「 <u>5</u> . 不実表示に係る禁止等」に定める会員には、法人会員および証券分析業務を行う法人賛助会員を含む。 (2)～(6) 【現行どおり】	1. 定義 この基準における主な用語の定義は、次の通りとする。 (1)「会員」とは、個人会員（検定会員および一般会員ならびに個人賛助会員）をいう。ただし、基準「 <u>4</u> . 不実表示に係る禁止等」に定める会員には、法人会員および証券分析業務を行う法人賛助会員を含む。 (2)～(6) 【省略】	●今回、基準「4. 投資の適合性の確認等」を新設したことに伴い、現行の4の基準を5に繰り下げのため
2. 総則 (1)～(5) 【現行どおり】	2. 総則 (1)～(5) 【省略】	

新 (改 正 後)	旧 (現 行)	備 考
<p>3. 投資情報の提供等</p> <p>会員は、投資情報の提供、投資推奨または投資管理を行う場合には、次の事項を<u>守り、合理的な根拠をもつ適正な表示に努め</u>なければならない。</p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p> <p>(1) 綿密な調査・分析に基づく合理的かつ十分な根拠をもつこと。この場合、それを裏付ける適切な記録を相当期間保持するように努めるものとする。</p> <p>(2) 事実と意見とを明確に区別すること。</p> <p>(3) 重要な事実についてすべて正確に表示すること。</p> <p>(4) 投資成果を保証するような表現を用いないこと。</p> <p><u>(5) 顧客または広く一般に提供する投資情報の作成に当たり、他人の資料を利用する場合には、出所、著者名を明示するなど慎重かつ十分な配慮をしなければならない。</u></p> <p>4. 投資の適合性の確認等</p> <p><u>会員は、投資情報の提供、投資推奨または投資管理を行う場合には、次の事項を守らなければならない。</u></p> <p>(1) 顧客の財務状況、投資経験、投資目的を十分に確認すること。また、必要に応じてこれらの情報を更新（最低でも年1回以上）すること。</p> <p>(2) 顧客の状況、ニーズ、投資対象およびポートフォリオ全体の基本的特徴など関連する要素を十分に考慮して、投資情報の提供、投資推奨または投資管理の適合</p>	<p>3. 投資情報の提供等</p> <p><u>(1)</u> 会員は、投資情報の提供、投資推奨または投資管理を行う場合には、次の事項を<u>守ら</u>なければならない。</p> <p><u>イ. 合理的な根拠と適正な表示</u></p> <p>(イ) 綿密な調査・分析に基づく合理的かつ十分な根拠をもつこと。この場合、それを裏付ける適切な記録を相当期間保持するように努めるものとする。</p> <p>(ロ) 事実と意見とを明確に区別すること。</p> <p>(ハ) 重要な事実についてすべて正確に表示すること。</p> <p>(ニ) 投資成果を保証するような表現を用いないこと。</p> <p><u>【新 設】</u> <u>下記 (3) の原文の [会員は、] を削除して移動</u></p> <p><u>ロ. 投資の適合性</u> <u>【基準4として新設】</u></p> <p><u>【新 設】</u> <u>上記 (1) の原文を移動</u></p> <p>(イ) 顧客の財務状況、投資経験、投資目的を十分に確認すること。また、必要に応じてこれらの情報を更新（最低でも年1回以上）すること。</p> <p>(ロ) 顧客の状況、ニーズ、投資対象およびポートフォリオ全体の基本的特徴など関連する要素を十分に考慮して、投資情報の提供、投資推奨または投資管理の適合</p>	<p>● (1) の表示を削除し、かつ、イ. の原文を合体</p> <p>● (イ) から (ニ) の表示を (1) から (4) に変更</p> <p>● (イ)、(ロ) の表示を (1)、(2) に変更</p>

<p>性と妥当性を検討し、顧客の投資目的に最も適合する投資が行われるよう常に配慮すること。</p> <p>(3) 次の事項を顧客に開示<u>すること</u>。</p> <p>イ. 投資対象の選定またはポートフォリオの構築を行う際に適用する基本的原則と手法およびこれらについての重大な変更</p> <p>ロ. 個々の投資対象の基本的特徴</p> <p><u>【削除】上記3.(5)に、原文の「会員は、」を削除して移動</u></p> <p><u>5.</u> 不実表示に係る禁止等 (1)～(3) 【現行どおり】</p> <p><u>6.</u> 受任者としての信任義務 (1)、(2) 【現行どおり】</p> <p><u>7.</u> 利益相反の防止および開示等 (1)～(6) 【現行どおり】</p> <p><u>8.</u> 未公開の重要な情報の利用の禁止等 (1)～(3) 【現行どおり】</p> <p><u>9.</u> その他の行為基準 (1)～(5) 【現行どおり】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>性と妥当性を検討し、顧客の投資目的に最も適合する投資が行われるよう常に配慮すること。</p> <p>(2) <u>会員は、</u> 次の事項を顧客に開示<u>しなければならない</u>。</p> <p>イ. 投資対象の選定またはポートフォリオの構築を行う際に適用する基本的原則と手法およびこれらについての重大な変更</p> <p>ロ. 個々の投資対象の基本的特徴</p> <p><u>(3) 会員は、顧客または広く一般に提供する投資情報の作成に当たり、他人の資料を利用する場合には、出所、著者名を明示するなど慎重かつ十分な配慮をしなければならない。</u></p> <p><u>4.</u> 不実表示に係る禁止等 (1)～(3) 【省略】</p> <p><u>5.</u> 受任者としての信任義務 (1)、(2) 【省略】</p> <p><u>6.</u> 利益相反の防止および開示等 (1)～(6) 【省略】</p> <p><u>7.</u> 未公開の重要な情報の利用の禁止等 (1)～(3) 【省略】</p> <p><u>8.</u> その他の行為基準 (1)～(5) 【省略】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>● 「4. 投資の適合性の確認等」を新設したことに伴い、現行の4から8の各基準をそれぞれ繰り下げる</p>
--	---	--